

事業用自動車総合安全プラン2009

～講ずべき施策の実施状況～

これまでの講ずべき施策の実施状況

◎は重点施策としてプラン2009本文にも掲載

今後取り組むべき課題	施策	実施の目途	施策の位置付け						進捗状況(平成29年3月24日現在) 赤字は、平成26年6月27日以降の進捗状況	参考指標 赤字は、平成26年6月27日以降の進捗状況
			安全体制の確立	ノンフラインクの普及	脱高速転の取組	IT・新技術の活用	国際標準と一致した行	道路交差の改善		
(1)安全体制の更なる強化										
①運輸安全マネジメントの更なる浸透										
	【国土交通省】 ○認定セミナーの有効活用 平成25年7月より導入した民間機関等が国土交通省の認定を受けて運輸安全マネジメントセミナー等を実施する仕組み(認定セミナー制度)を活用した自動車運送事業者への「運輸安全マネジメント」の普及・啓発を実施する。	継続	◎					【国土交通省】 ○平成29年3月現在、8法人が実施する運輸安全マネジメントセミナーを認定。 【(公社)全日本トラック協会】 ○運輸安全マネジメントの評価対象拡大について、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室と具体策を協議中(平成29年3月現在)。	◆認定セミナーの実施状況(括弧内は受講人数) 平成25年度(7~3月): 113回(6,308人) 平成26年度: 335回(10,115人) 平成27年度: 271回(6,874人)	
	【国土交通省、(独)自動車事故対策機構(NASVA)】 安全マネジメント評価に当たって、NASVA等を活用。	継続	○					【国土交通省】 ○第三者機関による安全マネジメント評価の実施 ・第三者機関(安全マネジメントについての知識経験を有する職員が相当数いる等の要件に該当する者)も安全マネジメント評価をすることができることとし、その場合には、国が行った評価と同等に扱ふ。 ・平成21年10月26日、NASVAを第三者機関として認定。 ・平成22年3月に3法人、同年9月に1法人を第三者機関として追加認定。	◆第三者機関による安全マネジメント評価の実施回数 平成21年度: 3回 平成22年度: 30回 平成23年度: 21回 平成24年度: 23回 平成25年度: 19回 平成26年度: 12回 平成27年度: 18回	
	【事業者団体】 安全マネジメントを浸透させるための講習会を、定期的(例 半期毎等)に実施。 また、NASVAの実施する安全マネジメント講習等の受講費用に対する助成を拡充。	継続	◎					【(公社)日本バス協会】 平成21年10月16日発出された「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」を受け、地方バス協会に対し、新たな評価対象事業者及び受講希望事業者等を対象として、運輸局と連携して各地方ブロック(運輸局単位)毎に運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着のための講習を平成21年度中に開催するよう要請し、この結果、各地方ブロックでの講習会については実施済み。 また、平成21年6月に策定した「バス事業における総合安全プラン2009」では、地方バス協会が主催する会員事業者を対象とした講習会を定期的に開催するとした。平成22年4月1日以降の状況は以下のとおり。 ○都道府県バス協会主催の安全マネジメント講習会及び安全マネジメント講習を盛り込んだ各種会議を開催した。 ○NASVAの実施する安全マネジメント講習会への参加費用を助成した。 ○NASVAの実施する安全マネジメント講習会への積極的な参加を促した。 平成23年度以降も、引き続き安全マネジメントの普及に取り組んでおり、実施状況は以下のとおりである。 ○都道府県バス協会において、安全マネジメント講習会(説明会)及び安全マネジメント講習を含む各種会議を開催した。 ○NASVAの実施する安全マネジメント講習会への参加費用を助成した。 ○NASVAの実施する安全マネジメント講習会への積極的な参加を促した。 【(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会】 平成21年9月に策定した「ハイ・タク事業における総合安全プラン2009」において、1~2年以内に各県協会が事業者を対象に安全マネジメントを浸透させるための講習会を定期的に実施することを盛り込み、全国のタクシー協会講習会を開催している。 各県協会では、NASVAの実施する安全マネジメントセミナー、講習会等の積極的な受講を推進しており、開催情報を会員に周知するとともに、一部の協会では受講費用の助成も行っている。 また、各地方運輸局において開催される運輸安全セミナーの積極的受講について各県協会を通じて傘下会員事業者に促した。 更に、平成22年3月5日に開催した全タク連交安全委員会において国土交通省担当官を招聘して運輸安全マネジメントに関する研修を実施した。 【(公社)全日本トラック協会】 ○平成21年11月12日付け文書にて「トラック事業における総合安全プラン2009」について各都道府県トラック協会に通知。 ○平成22年3月18日開催の第82回通常総会で上記プランの実施について承認。 ○都道府県トラック協会が実施する「安全マネジメント講習会」について、開催場所、講師の選考方法、使用する教材等実施状況についてアンケート調査を行い、結果をまとめて関係者の参考に供した。 ○平成22年度において、29の地方協会が講習会を開催し、それぞれ年間1~5回程度(多いところは22回)実施している。	◆各団体における安全マネジメント講習の実施回数 【日本バス協会】 (地方バス協会における開催実績) H21:33回 H22:40回 H23:34回 H24:44回 H25:74回 H26:38回 H27:42回 H28:44回 ※NASVA主催の安全マネジメントセミナー参加費用の助成は除く。	

②中小規模事業者向けの手引の活用	【国土交通省、事業者団体】 中小規模事業者が安全マネジメントの取組を容易に行えるよう作成した業態ごとのわかりやすい手引を活用し、中小事業者への運輸安全マネジメント制度の更なる普及を図る。	継続	◎						<p>【(公社)日本バス協会】 日本バス協会会員事業者において安全マネジメントの円滑な取組みができるよう、安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」を作成し、全会員事業者に配布した。(平成21年度、22年度) 平成23年度以降も、必要に応じて安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」を配付するとともに、平成25年10月から安全管理規程等義務付け事業者が全貸切バス事業者に拡大されたことから、平成26年10月に当該マニュアルの改訂を行い、全会員事業者に配布した。</p> <p>【(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会】 平成23年11月、10台未満の小規模事業者向け「安全マネジメント実施手引き」(全タク連版)を作成し、全国のタクシー事業者に配布した。</p> <p>【(公社)全日本トラック協会】 中小事業者向けの安全マネジメントの視聴覚教材(DVD)を作成し、地方協会の講習会等に配布し、活用し供した。(平成22年度)</p> <p>【国土交通省】 自動車運送事業に係る運輸安全マネジメント実施通達の改正(平成21年10月16日施行) ○事業者向け安全マネジメント手引の改訂 ・安全管理規程等義務付け事業者、準大規模事業者(車両が概ね100両以上又は営業所が2以上)、中小規模事業者(車両数が概ね100両未満かつ営業所が1)の事業規模別にわかりやすく、具体的な取組例を入れて改訂。 ・貸切バス事業者等への安全管理規程等義務付け事業者の拡大に伴い、安全管理規程等義務付け事業者、準大規模事業者の手引を統合し、安全管理規程等義務付け事業者用と中小規模事業者用の二部構成とすることにより、中小規模事業者である安全管理規程等義務付け事業者が取り組むべき事項を明確化した。(平成25年10月1日施行)</p>	
③事業者団体職員等に対する研修	【国土交通省】 事業者団体の職員等に対し、運輸安全マネジメントについて、国土交通大学校における研修、国土交通省職員を派遣しての研修等を実施。	継続	○					<p>【国土交通省】 ○平成21年度から国土交通大学校柏研修センターで実施される運輸安全マネジメント評価研修(大臣官房運輸安全監理官室主催)にNASVA職員ほか第三者機関認定法人職員が参加。 ・平成21年度(46名)、平成22年度(61名)、平成23年度(40名)、平成24年度(27名)、平成25年度(33名)、平成26年度(37名)、平成27年度(32名)</p>	<p>認定機関等職員の研修参加人数 平成21年度(46名) 平成22年度(61名) 平成23年度(40名) 平成24年度(27名) 平成25年度(33名) 平成26年度(37名) 平成27年度(32名)</p>	
④安全マネジメント体制の整っている事業者に対するインセンティブの付与	【国土交通省】 安全マネジメント評価の結果、安全マネジメント体制が整っていると認められる自動車運送事業者に対しては、監査周期を延長。	継続	○					<p>【国土交通省】 自動車運送事業に係る運輸安全マネジメント実施通達の改正(平成21年10月16日施行) ○自動車運送事業・運輸安全マネジメントの取組等に対するインセンティブ ・地方運輸局は、国土交通省又は第三者機関のマネジメント評価を受けた事業者については、マネジメント評価の内容に応じて、長期未監査を理由とする巡回監査及び呼出監査の対象としないことができるものとする。</p>		
	【日本バス協会】 貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバス認定制度)の評価において、運輸安全マネジメント認定セミナーを受講事業者に対する重点的な配点を検討。	26年度内	○					<p>【日本バス協会】 平成29年度の評価より、中小規模事業者が国土交通省が認定した運輸安全マネジメントセミナーを受講した場合、評価。(2点加点)</p>		
⑤上級講習(仮称)	【NASVA等の講習実施機関】 以下のカリキュラムの内容を運行管理者講習に取り入れ、講習を実施する。 ・運転者の日常的な健康管理を、運行管理者が行うための指導方法。 ・社会的影響の大きい重大事故の分析結果による、効果的な再発防止対策 等	継続	○		○			<p>【NASVA】 ○再発防止対策を策定する手法の習得のために、事故要因分析手法の紹介と業態毎に様々な事故事例集を掲載した「事故事例研究」を特別講習テキストに掲載し、運行管理者が自ら再発防止策を考えさせる小集団ロールプレイ方式により講習を実施している。平成26年度以降も事故事例のリニューアルを行いつつ、特別講習を引き続き実施している。 ○平成26年度に基礎講習、一般講習及び特別講習用テキストについて、事業用自動車運転者の健康管理、健康診断結果等に基づいた指導方法に関する記述をリニューアルし、基礎講習、一般講習及び特別講習を引き続き実施している。</p>		
⑥運行管理者試験における出題等の見直し	【(公財)運行管理者試験センター】 効果的に実務上の知識及び能力を問うことができるよう、有識者からの意見も伺い、出題及び配点を見直し。	継続	○					<p>【(公財)運行管理者試験センター】 ○運行管理者試験について、平成22年度の第1回試験(8月)から、運行管理者の業務におけるより実務上の知識及び能力を問う問題を出題するとともに、出題方法も見直し、また、実務上の知識及び能力に係る項目については、責任点を1点から2点へ引き上げて実施している。 今後も、より運行管理者の業務に沿った実務上の知識及び能力を問う問題を出題するとともに、試験結果の状況を見極めつつ、出題方法及び合格基準の見直し等試験の効果的な実施に努めることとしている。</p>	<p>◆運行管理者試験合格者数(旅客) 平成26年度第1回(平成26年8月実施):1200人(合格率21.0%) 平成26年度第2回(平成27年3月実施):2234人(合格率35.1%) 平成27年度第1回(平成27年8月実施):1205人(合格率17.5%) 平成27年度第2回(平成28年3月実施):2269人(合格率32.3%) 平成28年度第1回(平成28年8月実施):2876人(合格率35.2%)</p> <p>◆運行管理者試験合格者数(貨物) 平成26年度第1回(平成26年8月実施):3674人(合格率14.4%) 平成26年度第2回(平成27年3月実施):10181人(合格率36.9%) 平成27年度第1回(平成27年8月実施):7402人(合格率22.6%) 平成27年度第2回(平成28年3月実施):8575人(合格率29.0%) 平成28年度第1回(平成28年8月実施):10868人(合格率30.2%)</p>	
⑦優良事例の共有	【国土交通省】 各事業者が実施している事故防止対策等の優良事例等について、他事業者の参考となるよう、関係業界等と連携して、水平展開を推進していく。	26年度～	◎					<p>【国土交通省】 ○自動車運送事業者を対象とした地方運輸局主催の事故防止セミナー等において、事業者の事故防止に係る取組を紹介することにより、優良事例の水平展開を図っている。</p>		

<p>⑧業界全体での事故情報の共有</p>	<p>【国土交通省】 業界全体で事故情報を共有化するため、以下の情報を発信するメールマガジン「事業用自動車安全通信」の配信を継続する。 ・重大事故等情報(事故速報に基づくもの) ・自動車から発進される自動車の安全に係る情報及びお知らせ等</p>	<p>継続</p>	<p>◎</p>		<p>【国土交通省】 ○平成21年6月3日からメールマガジン「事業用自動車安全通信」において、重大事故等の発生状況、その原因と考えられる不適切な運行管理等の情報等を発信。 現在(平成26年6月6日)、第251号を発信しており、登録者数が14,373人。(前回のフォローアップ会議以降、1,201人増加) ○「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において、平成20年には11件、平成21年には16件、平成22年には10件、平成23年には10件、平成24年には10件、平成25年には9件の事業用自動車による社会的影響の大きい重大事故の要因分析を実施し、報告書を取りまとめ公表した(平成25年6月7日、平成24年度報告書公表)。 ○平成26年6月に発足した「事業用自動車事故調査委員会」において事故調査を実施し、報告書を取りまとめ公表した。 【(公社)全日本トラック協会】 ○事業用貨物自動車の事故実態を交通事故データベースから集計・分析し、有効な事故防止対策に活用しているところ、随時必要な見直しと分析方法の改善を行い、交通事故防止セミナー等を通じ、事故防止活動への活用を図っている。</p>	<p>◆メールマガジン登録者数 平成21年:2,591人 平成22年:5,906人 平成23年:8,472人 平成24年:11,021人 平成25年:13,208人 平成26年:12,430人 平成27年:13,947人 平成28年:14,780人 ◆「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において要因分析を実施した件数 平成20年:11件 平成21年:16件 平成22年:10件 平成23年:10件 平成24年:10件 平成25年:9件 ◆「事業用自動車事故調査委員会」において事故調査を実施した件数 平成26年:2件 平成27年:6件 平成28年:11件</p>
<p>⑨事故速報の報告範囲及び報告時期の見直し</p>	<p>【国土交通省】 ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの装着の有無を事故報告の様式に加える等、「自動車事故報告規則(省令)」を改正し、報告項目を拡大することを検討。</p>	<p>26年度～</p>	<p>◎</p>		<p>【国土交通省】 ○ドライブレコーダーやデジタルタコグラフの普及状況や先進的にドライブレコーダーの装着義務づけを行った貸切バス事業者における運転者に対して行う指導監督での活用状況を踏まえ、必要な対策について検討を行う。</p>	
<p>⑩事故歴等の把握</p>	<p>【国土交通省】 指導監督マニュアルを改正し運転者全員に定期的に運転記録証明や無事故違反証明書を取得させ、これに基づき指導することを推奨する。</p>	<p>27年度</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>【国土交通省】 ○関係告示等を改正し、自動車運送事業者は、新たに運転者を雇い入れた場合には、当該運転者の過去の事故歴を把握することとし、必要となる特別な指導及び適性診断を確実に受けさせるものとした(平成21年10月1日施行)。</p>	
<p>⑪車輪脱落事故等の再発防止</p>	<p>【国土交通省】 大型車の車輪脱落事故や車両火災に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等により啓発を促進。</p>	<p>継続</p>	<p>○</p>		<p>【国土交通省】 ○自動車点検整備推進運動の実施要領及び実施細目により、以下の措置を実施。(平成21年7月22日発出) ・自動車点検整備推進運動において、大型車ユーザー及び運送事業者向けに事故事例等を掲載したチラシを作成し配付。 ・大型車の重点点検の実施等。 ○整備管理者研修において啓発を実施。 ○毎年、ポスター掲示等による車輪脱落事故防止の啓発を実施。 ○(社)日本自動車工業会(当時)が新たに作成したリーフレット「新・ISOホイール取扱いガイド」を活用し、ISO方式ホイールの適切な点検整備等の実施について、大型自動車等の使用者に対し周知を図るよう地方運輸局へ通知(平成22年3月19日)。 ○大型車の車輪脱落事故の発生状況について公表するとともに、日常点検整備の確実な実施を周知(平成23年1月14日、平成26年4月25日、平成27年9月10日、平成28年11月4日)。 ○「大型車車輪脱落防止キャンペーン」を実施し、「スポーツ報知」の紙面で啓発を実施(平成23年3月4日、平成24年2月29日、平成25年3月1日、平成26年3月7日、平成27年3月6日、平成27年3月27日)。 ○「東名高速道路で発生したジェイアールバス関東株式会社及び株式会社ローレル観光バスのバス火災事故に関する調査小委員会」報告書の提言を受け、①ターボチャージャーに係る点検整備の実施、②エンジンオイルへの異物の混入防止、③火災発生時における緊急時対応マニュアル等による適切な行動について周知。(平成22年6月30日発出) ○事業用バス火災事故の発生状況に係る分析結果について公表するとともに、事故防止に向けて必要な対策を講じるよう周知。(平成24年3月30日、平成28年2月12日) ○エンジンオイルの劣化から車両火災に至るメカニズムの分析結果を公表するとともに、車両火災防止に向けた対策を講じるよう周知。(平成24年7月13日) ○ブレーキ液の劣化がブレーキ性能低下に至るメカニズムの分析結果を公表するとともに、事故防止に向けた対策を講じるよう周知。(平成25年12月10日) ○バスの車体腐食事故を防止するため、車両床下部の適切な点検整備の実施を周知。(平成26年3月3日、平成26年11月21日、平成27年12月26日) ○タイヤ専門店に対し大型自動車のホイールに関し点検・整備の確実な実施、適切な保守管理の徹底を周知。(平成26年7月10日) ○ホイールベアリングのグリスの劣化が車両火災に至るメカニズムの分析結果を公表するとともに、車両火災防止に向けた対策を講じるよう周知。(平成26年7月25日) ○定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性を使用者に周知。(平成27年4月30日) ○スプリング式エアブレーキの引きずりによるバス火災事故を防止するため、スプリング式エアブレーキの動作確認やエア漏れがないかの点検及び必要な整備を行うよう周知。(平成28年2月9日) ○デフレンシャルのオイル漏れによるバス火災事故を防止するため、オイル漏れの有無やオイルの量の点検及び必要な整備を行うよう周知。(平成28年3月3日) ○バス火災事故防止のために重要な点検整備のポイントを取りまとめた「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」を作成し、周知。(平成28年4月22日) ○バスの車体腐食事故を防止するため、自動車メーカーが行う無料点検に併せ、必要に応じて補修を行うよう周知及び指導。(平成28年7月26日、平成28年8月26日、平成28年9月6日) ○車両火災を防止するため、冷蔵冷凍車の冷凍機の配線や点検の作業を適切に行うよう周知。(平成28年9月29日) ○車輪脱落事故の多発時期である2月を前に、適切な点検整備作業の実施を周知。(平成29年1月31日)</p>	<p>◆整備管理者研修の受講者数(研修において左取組を紹介) H17:53,313人 H18:53,092人 H19:66,511人 H20:72,406人 H21:73,729人 H22:65,496人 H23:68,103人 H24:61,607人 H25:68,226人 H26:66,132人 H27:71,033人</p>

	<p>【国土交通省】 ホイール取り付け方法について、ISO方式への一元化が進められる状況において、混在するJIS方式とISO方式それぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を徹底。</p>								<p>【国土交通省】 ○「自動車の点検及び整備に関する手引」にJIS方式とISO方式それぞれにおける点検整備の方法を記載するとともに、(社)日本自動車工業会が作成したリーフレットやDVDを活用し、自動車点検整備推進運動等において啓発を実施。 ○今後、大型車のホイール取り付け方法がISO方式に一元化されることから、引き続きJIS方式とISO方式それぞれの点検整備の方法について周知する。 ○毎年、ポスター掲示等による車輪脱落事故防止の啓発を実施。 ○(社)日本自動車工業会(当時)が新たに作成したリーフレット「新・ISOホイール取扱いガイド」を活用し、ISO方式ホイールの適切な点検整備等の実施について、大型自動車等の使用者に対し周知を図るよう地方運輸局へ通知(平成22年3月19日)。 ○大型車の車輪脱落事故の発生状況について公表するとともに、日常点検整備の確実な実施を周知(平成23年1月20日、平成24年2月29日、平成25年3月1日、平成26年4月25日、平成27年9月10日、平成28年11月4日)。 ○「大型車輪脱落防止キャンペーン」を実施し、「スポーツ報知」の紙面で啓発を実施(平成23年3月4日、平成24年2月29日、平成25年3月1日、平成26年3月7日、平成27年3月6日、平成27年3月27日)。 ○タイヤ専門店に対し大型自動車のホイールに関し点検・整備の確実な実施、適切な保守管理の徹底を周知。(平成26年7月10日) ○車輪脱落事故の多発時期である2月を前に、適切な点検整備作業の実施を周知。(平成29年1月31日)</p>	
<p>⑫保安指導を担う指導的人材の育成・資質の向上と安全体質の底上げ</p>	<p>【国土交通省】 運行管理者等への講習を実施している認定機関の講師に対し、講師のための研修を義務付ける認定要領(告示)を改正し、自動車運送事業の運行管理に関する事故防止対策などの情報の知見を広め、運行管理者等への研修の質の向上を図る。</p>	27年度～	◎					<p>【国土交通省】 ○運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領を改正(平成27年4月1日施行)し、講習の実施者に対し、講師の研修の参加を義務付けた。 【NASVA】 平成27年度より講習担当職員(第一種、第二種講師)に対し、認定要領に基づく研修を実施している。</p>		
	<p>【国土交通省】 道路運送法の改正により、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とした「旅客自動車運送適正化事業」が創設された。本事業に基づき、事業者団体によるタクシー事業者への法令遵守に関する指導等が適切に実施されるよう、当該事業者団体との連携を図る。</p>	26年度～	◎					<p>【国土交通省】 (平成26年1月 旅客運送事業における適正化事業の制度が創設) 平成27年3月 (一社)東京ハイヤー・タクシー協会を適正化実施機関として指定 平成27年5月 同協会が適正化事業を開始</p>	<p>(一社)東京ハイヤー・タクシー協会の巡回指導実施件数 平成27年度 109件 平成28年度 83件(12月末時点)</p>	
	<p>【貨物自動車運送適正化事業実施機関】 全国実施機関が行う適正化事業指導員に対する研修について適宜見直しを行い、指導業務に則したより実践的な研修を開催し、調査技術、専門的知識及び法令遵守に係る指導能力の向上を図る。</p>	継続	◎					<p>【国土交通省】 ○国が実施している自動車監査業務研修に適正化事業指導員を招くとともに、平成29年4月1日以降、適正化事業指導員に対する資格要件に、従来の資格要件(指導員初級研修、専門研修及び実務経験1年)に加え、「運行管理者資格の取得」又は「運行管理者基礎講習の受講」を加えることとし、指導員の資質向上に努める。</p>		
	<p>【日本バス協会】 地方バス協会において、貸切バス事業者の法令遵守意識を高め、安全運行による事故防止の徹底を図るため、業界団体の自主的な取組により営業所への巡回指導を行う。準備が整った地方バス協会から順次実施。</p>	継続	◎					<p>【日本バス協会】 平成28年度見込みで、28の都道府県において適正化コンサルティング事業による巡回指導を行うこととしている。また、本事業については、各地方バス協会において適正化実施機関との分担を調整し実施体制等を検討しているところ。</p>		

(2)コンプライアンスの徹底

①監査体制・機能の強化	【国土交通省】 更なる監査体制強化のため、引き続き監査要員の増員を図るとともに、監査職員が悪質違反を確認した実例や、監査現場における手法をもとにした監査マニュアルを周知し、専門的知見・ノウハウを強化するなど、質・量の両面で監査・処分の機能・体制の更なる強化を推進。	継続	◎		【国土交通省】 ○監査要員の増員 ・平成22年度、運輸支局に23人増員。 ・平成23年度、本局に6人、運輸支局に19人増員 ・平成24年度、本局に6人、運輸支局に8人増員 ・平成25年度、本局に8人、運輸支局に14人増員 ・平成26年度、運輸支局に14人増員 ・平成27年度、本局を1人減、運輸支局に10人増員 ・平成28年度、運輸支局に1人増員 ・平成29年度、本局を9人増員、運輸支局に45人増員(予定) ○軽井沢スキーバス事故を受けて、道路運送法を改正し、民間指定機関が貸切バス事業者の巡回指導等を行うための負担金制度を創設した。(平成27年12月9日公布・12月20日施行)民間指定機関は悪質な法令違反事業者について国に通報、国はこのような監査業務の補完機能を活用することにより、悪質な事業者に対する監査・処分に重点化する。	◆監査要員数 平成20年度末:230人 平成21年度末:258人 平成22年度末:281人 平成23年度末:306人 平成24年度末:320人 平成25年度末:342人 平成26年度末:356人 平成27年度末:365人 平成28年度末:366人 平成29年度末:420人(予定)
②街頭監査の充実	【国土交通省】 関係各所から入手した情報や監査の実施結果をもとに、効果的な実施場所・時間帯等を割り出し、街頭監査の充実を図る。	継続	◎		【国土交通省】 ○年末年始の輸送等に関する安全総点検における実施項目に街頭監査の実施を追加(平成26年度～) ○貸切バスの多客期前の事故防止措置として、GW前の街頭監査の実施を指示(平成27年2月) ○軽井沢スキーバス事故を受けた緊急対応として、貸切バスに対する街頭監査の実施を運輸局等に指示(平成28年1月21日～3月中旬まで)	◆街頭監査実施数 平成26年度:156件 平成27年度:226件 平成28年度上半期:254件
③効果的・効率的な監査の実施	【国土交通省】 機動的に監査を行える街頭監査を進め、事業者の実態を把握して分析を行い、情報を蓄積して継続監視リストの充実を図る。また、リストを活用して法令違反の疑いのある悪質な事業者をあぶり出し、効果的な監査を実施するとともに、厳格な処分を実施する。さらには、ネガティブ情報の開示等を積極的に行う等の措置を実施。	継続	○		【国土交通省】 ○巡回監査、呼出監査において、監査端緒に応じて監査を実施すべき重点事項を例示した通達を发出(平成21年10月22日)。 例)バス火災事故を端緒とする監査にあつては、点検整備の実施状況等 ○悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施することとするほか、バス分野を念頭とした街頭監査の新設を盛り込んだ監査方針通達を发出(平成25年10月1日施行) ○貸切バスの多客期前の事故防止措置として、効果的な監査の実施を目的としたインバウンド事業者リストの作成を指示(平成27年2月) ○軽井沢スキーバス事故を受けた緊急対応として、優先的に監査を実施すべき事業者を抽出し、貸切バスに対する集中的な監査の実施を指示(平成28年1月19日～3月中旬まで) ○法令違反の早期是正を目的とし、指摘事項確認監査の実施等を盛り込んだ監査方針通達を发出(平成28年12月1日施行)	◆監査件数 平成20年度:11,546件 平成21年度:13,649件 平成22年度:12,768件 平成23年度:13,676件 平成24年度:15,513件 平成25年度:15,975件 平成26年度:16,019件 平成27年度:15,417件 平成28年度上半期:5,389件
④事業用自動車総合安全情報システムの新規構築	【国土交通省】 個別に管理されてきた「監査総合情報」、「自動車事故情報」、「自動車検査登録情報」等、事業用自動車に関する行政保有情報を活用し、横断的、多角的に分析することで、事故の未然防止のための指導や監査機能の強化に積極的に役立つ。	28年度～	○		【国土交通省】 平成27年度、28年度の2か年で、「監査総合情報」、「自動車事故情報」、「自動車検査登録情報」等、事業用自動車に関する行政保有情報を一元的に管理し分析可能な「事業用自動車総合安全情報システム」の運用を開始したところ。(平成29年3月～)	
⑤監査における関係省庁間の連携	【国土交通省】 平成21年に策定した労働基準監督機関との合同監査・監督の実施にあたって留意すべき事項に基づき、引き続き、自動車運送事業者に対する監査における関係省庁間の連携を図る。	継続	○		【国土交通省】 ○厚生労働省との打合せ(平成21年11月)を経て、自動車運送事業者に対する労働基準監督機関との合同監査・監督の実施にあたって留意すべき事項についての通達を发出(平成21年12月22日施行)。 ○自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度を改正し、健康管理に関する違反事案について厚生労働省との通報対象に追加(平成28年8月～)	

<p>⑥行政処分の着実な実施、充実</p>	<p>【国土交通省】 平成21年に改正した処分逃れ対策に係る処分基準に基づき、引き続き、適切な運用を図る。</p>	<p>継続</p>	<p>◎</p>		<p>【国土交通省】 次のとおり処分基準を改正(平成21年10月1日施行、平成25年11月1日一部改正) ○最低賃金法違反に対する処分基準を創設(旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業) 一部支払い 初違反10日車 再違反20日車 全てへの支払い 初違反20日車 再違反40日車 ○社会保険等未加入に対する処分基準 ・(旅客自動車運送事業)処分基準の創設 一部未加入 初違反10日車 再違反20日車 全部未加入 初違反20日車 再違反40日車 ・(貨物自動車運送事業)処分基準の強化 一部未加入 初違反警告 → 10日車 ○飲酒運転等に対する処分基準を強化 ・処分日車数の強化 初違反 80日車 → 100日車 ・飲酒運転を下命容認した場合の即時事業停止期間の延長 7日 → 14日 ・飲酒運転等+重大事故に係る指導監督義務違反の場合の即時事業停止期間の延長 3日 → 7日 ・飲酒運転等に係る指導監督義務違反の場合、即時事業停止処分(3日)を創設 点呼におけるアルコール検知器の使用義務化に伴い、処分基準を創設(平成23年5月1日施行) ・アルコール検知器備えなし 初違反 60日車 再違反120日車 ・アルコール検知器の常時有効保持義務違反 初違反 20日車 再違反 40日車 ○違反の悪質性や事故の重大性等、個別の事情を総合的に勘案し、事業許可の取消処分を可能とした。(平成28年7月～) ○複数回にわたり法令違反を是正・改善しない事業者を事業停止又は事業許可取消の対象とした。(平成28年12月～) ○行政処分により使用停止となる車両数の割合の引き上げ。(平成28年12月～) ・使用停止車両割合を全車両の8割に設定。 ○輸送の安全に関わる処分量の引き上げ。(平成28年12月～) ・運賃料金かかる違反、記録類の改ざん、虚偽届出等、悪質、重要事項の違反 初違反 60日車(従前の1.5倍～6倍) ・過労運転、健康診断未受診、点呼未実施等、輸送の安全に密接な事項の違反 初違反 40日車(従前の2倍～4倍) ・運転者に対する指導監督、点呼の記録、保存にかかる違反 初違反 40日車(従前の4倍) ○安全を脅かすおそれがある下限運賃割れによる運行の量定を引き上げ(平成28年12月～) ・運賃、料金届出違反 初違反 60日車(従前の3倍) ○輸送の安全確保命令等、命令違反の処分を強化(平成28年12月～) ・初違反 60日車 再違反 許可取消 → 初違反 許可取消 ○運行管理者への行政処分の厳格化 運行管理者が飲酒運転又は薬物運転した場合には、自家用車の運転であっても資格者証の返納を命ずる。(平成28年12月1日施行)</p>	<p>◆行政処分等件数 平成22年度:3,256件 平成23年度:3,382件 平成24年度:2,877件 平成25年度:2,538件 平成26年度:3,321件 平成27年度:3,202件</p>
<p>⑦処分逃れの防止</p>	<p>【国土交通省】 平成21年に改正した処分逃れ対策に係る処分基準に基づき、引き続き、処分逃れ事業者の防止に取り組んでいる。</p>	<p>継続</p>	<p>◎</p>		<p>【国土交通省】 次のとおり処分基準を改正(平成21年10月1日施行) ○処分の実効性の確保1 ・違反営業所から処分前に他の営業所に車両を移動した場合 → 当該他の営業所にも行政処分を行う。 ・違反事業者が処分前、処分後に会社分割又は他社へ事業譲渡(認可を要する場合のみならず、車両等の譲渡による実質的な事業譲渡を含む。)を行った場合 → 承継事業者、譲渡先事業者にも行政処分を実施 承継事業者、譲渡先事業者にも違反点数を承継 ○処分の実効性の確保2(一般乗用旅客自動車運送事業) ・自動車等の使用停止処分において、遊休車両分について付加的に使用停止処分を行う。 ○旅客自動車運送事業において、許可取消を受けた会社の子会社等、処分逃れを目的として監査後に廃業した者等の参入を制限。(平成28年12月9日公布、同月20日施行)</p>	
<p>⑧荷主等の発注者への対策</p>	<p>【国土交通省】 適正取引の確保及び安全を阻害する行為を防止する観点から、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正等を行い、取引の書面化を推進するとともに、荷主等による輸送の安全阻害行為が明確な場合には、速やかに荷主勧告を発動し公表できるよう所用の措置を講じた(平成26年4月1日施行)ところであり、引き続き、荷主勧告制度の適切な運用を図る。</p>	<p>継続</p>	<p>◎</p>		<p>【国土交通省】 ○現在の荷主勧告制度については、違反を犯したトラック事業者に対して行政処分が行われることが前提となっており、発動までに時間がかかるとともに、対象となる事案に限られている状況であることを踏まえ、行政処分が未定の法令違反通報についても、荷主へ注意喚起及び法令違反に係る再発防止に向けた働きかけができるよう所要の改正を予定。(平成29年4月目処)</p>	<p>◆荷主勧告制度に基づく安全協力要請書の発出件数 平成21年度:92件 平成22年度:68件 平成23年度:88件 平成24年度:64件 平成25年度:54件 平成26年度:48件(速報値) 平成27年度:26件(速報値)</p>

(3) 飲酒運転の根絶・危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無										
①運行管理者講習等におけるアルコールに関する専門的教育	【NASVA等の講習実施機関及び運行管理者】 運転者に対する飲酒運転防止の指導を充実させるため、関係機関と協力して、アルコールに関する専門的な教育を、運行管理者講習等で実施。 また、NASVA等の運行管理者講習実施機関の講師については、アルコール指導員(アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導等を実施)の資格取得を促進し、運転者への飲酒運転防止の指導の充実を図るとともに、アルコール指導員の養成が可能となる上級指導員の育成を促進する。	継続			○				【NASVA】 ○指導講習におけるアルコール専門教育を行うために、NPO法人ASKの飲酒運転防止インストラクターとして平成26年度は新たに37名が認定され、平成27年度は新たに19名が認定され、これまでに203名(退職者等を除く)が認定されている。平成28年度において、飲酒運転防止インストラクター養成講座を16名が受講し、本年度中に認定される見込み。 ○平成22年度より、基礎講習、一般講習及び特別講習のテキストに、NPO法人ASKが執筆した「今ドライバーに必須のアルコール教育」を掲載。DVD「知って得する!アルコールの基礎知識」(ASK制作)の放映とあわせ、各講習でアルコール専門教育を実施。平成28年度においても引き続き実施している。 ○点呼時におけるアルコール検知器使用の義務化に伴い、平成23年度より、基礎講習、一般講習及び特別講習のテキストに点呼の実施方法等に関する内容を掲載するとともに、平成23年度に視聴覚教材(DVD)「点呼-日々の安全運行のために」を作成し、平成24年度より各講習でテキストと合わせ本視聴覚教材を機会あることに活用し点呼の必要性、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務等の啓発を実施。平成26年度以降においても引き続き実施している。平成28年度においても引き続き実施している。	◆ASKの飲酒運転防止インストラクター認定者数 H21:17名 H22:53名 H23:21名 H24:24名 H25:31名 H26:37名 H27:19名
②運転者の日常的飲酒に対する指導・管理	【国土交通省】 これまでの対策によってもなお飲酒運転を行う者が存在することを踏まえ、常習飲酒者をはじめとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図る。	26年度～			◎				【国土交通省】 ○運行管理者への行政処分の厳格化 運行管理者が飲酒運転又は薬物運転した場合には、自家用車の運転であっても資格者証の返納を命ずる。(平成28年12月1日施行) 【(公社)全日本トラック協会】 ○飲酒運転に対するトラック事業者や管理者、ドライバーの意識改革を促進するとともに、営業所等において飲酒運転防止対策を着実に実施することによって飲酒運転の根絶を図ることを目的とした「飲酒運転防止マニュアル」(平成19年6月)について、平成28年7月に最新版として改訂。	
③点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の実効性向上	【国土交通省】 テレビ電話やインターネット等のIT機器を用いたアルコールチェック等、遠隔地でのアルコールチェックの更なる実効性向上について検討を行う。	26年度～			◎				【国土交通省】 ○IT点呼機器の要件拡大 ・アルコールチェックの測定結果に関する記録・保存を行う端末を「営業所の設置型端末」に限定する従来の要件を緩和し、クラウド型のデータ記録・保存等を認め、情報通信技術の高度化やモバイル機器の普及等を踏まえ、IT点呼の対象として、従来の「営業所間又は営業所と車庫で行う点呼」に加えて、新たに「営業所と遠隔地で行う点呼」をGマーク事業所に限り認める。 (平成28年7月施行)	◆飲酒運転に係る道路交通法違反取締り件数 平成20年:287件 平成21年:207件 平成22年:173件 平成23年:151件 平成24年:121件 平成25年:126件 平成26年:120件 平成27年:102件
④危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底	【国土交通省】 関係団体等と連携しつつ、事業者や運行管理者等に対する指導・監督及び啓発活動の推進を通じて、危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底を図る。	26年度～			◎				【国土交通省】 ○平成26年7月に危険ドラッグを含む、安全な運転をすることができない恐れのある薬物の使用禁止を徹底する通達を发出。 ○同年9月に、再度徹底するための通達を发出。 ○平成22年度より、運行管理者講習のテキストに薬物使用禁止の徹底に係る資料を掲載し、各講習で薬物に係る指導教育を実施。平成28年度においても引き続き実施している。 【NASVA】 ○基礎講習、一般講習及び特別講習のテキストに、「覚醒剤等薬物問題について」を掲載、各講習で運行管理者等に対し覚醒剤、危険ドラッグ等薬物の危険性等の啓発を実施。平成26年度以降引き続き実施している。	

(4)より先進的なIT・安全技術の活用									
①衝突被害軽減ブレーキ等のより一層の普及促進	【国土交通省】 衝突被害軽減ブレーキを始めとする先進安全自動車(ASV)技術について、基準策定や補助制度、税制特例、自動車アセスメント等により普及を促進。また、地方運輸局の実施するセミナー等を通じて、事業者のASV技術に対する理解を促進。	継続	○	○	◎	<p>【国土交通省】</p> <p>○平成19年度より実施している事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)において、引き続き衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術の購入補助(費用の2分の1)を実施。なお、前回以降の実績は以下の通り。 ・平成25年度実績: (衝突被害軽減ブレーキ3,871台、ふらつき警報装置1,336台、車線逸脱警報装置21台、EVSC2,681台)</p> <p>○平成24年4月より、衝突被害軽減ブレーキを装備した大型トラックに対して、自動車重量税及び自動車取得税に係る税制特例措置を実施。平成25年度税制改正において、バスを税制特例対象に追加。</p> <p>○大型車の衝突被害軽減ブレーキについて、平成26年11月より順次装備義務付けを開始。なお、基準策定の経緯は以下の通り。 ・平成24年3月に衝突被害軽減ブレーキの技術基準を策定し、大型トラックに対する装備義務付けを決定。 ・平成25年1月に大型バスを対象に追加。 ・平成25年11月に国連の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)に関する協定規則(第131号)を技術基準に採用。 ・平成26年2月に性能要件の強化及び装備義務付け対象の中型トラック・バスへの拡大を決定。</p> <p>【(公社)全日本トラック協会】</p> <p>○いわゆる中型車(車両総重量3.5トン以上、8トン未満)が惹起する追突事故の被害を減少させるため、衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した都道府県トラック協会の会員事業者(中小企業者)に対する導入助成事業を、平成29年度より実施予定。 ○左折巻き込み事故防止対策として、車載カメラ搭載車を導入した都道府県トラック協会の会員事業者(中小企業者)に対する導入助成事業を、平成29年度より実施予定。</p>	<p>◆補助実績(プラン策定以降)</p> <p>・平成22年度: 衝突被害軽減ブレーキ1,222台、ふらつき防止装置709台、車線逸脱警報装置138台、EVSC525台 ・平成23年度: 衝突被害軽減ブレーキ2,053台、ふらつき警報装置810台、車線逸脱警報装置116台、EVSC1,446台 ・平成24年度: 衝突被害軽減ブレーキ2,646台、ふらつき警報装置453台、車線逸脱警報装置66台、EVSC1,618台 ・平成25年度: 衝突被害軽減ブレーキ3,871台、ふらつき警報装置1,336台、車線逸脱警報装置21台、EVSC2,681台 ・平成26年度: 衝突被害軽減ブレーキ3,142台、ふらつき警報装置1,097台、車線逸脱警報装置1,561台、EVSC2,238台 ・平成27年度: 衝突被害軽減ブレーキ3,228台、ふらつき警報装置813台、車線逸脱警報装置2,062台、EVSC2,374台</p>		
②更なる先進安全自動車(ASV)技術の開発・実用化の加速	【国土交通省】 運転者が運転不能に陥った場合に安全に車両を自動停止するシステム(ドライバー異常時対応システム)や、事故発生時に自動通報を行うシステム、通信を利用した運転支援システム等の新たな先進安全自動車(ASV)技術の開発・実用化を促進。	継続	○	○	◎	<p>【国土交通省】</p> <p>○居眠り等のドライバーの状態検知技術を利用したドライバーへの警報支援装置(ふらつき警報装置)を含む実用化されたASV技術について、補助制度等により普及を促進。</p> <p>○通信技術を利用したドライバーへの警報支援装置(車々間通信等)については、平成23年3月に実用化システム基本設計書を策定。</p> <p>○平成26年度以降、SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)に基づき、関係省庁と連携して、車々間通信等を用いたシステムに関する公道実証実験を実施し、実用化に向けた更なる取組みを推進。</p> <p>○運転者が体調急変により運転不能に陥った場合に、安全に車両を自動停止させる「ドライバー異常時対応システム」(減速停止型)のガイドラインを平成28年3月に策定。</p>	<p>◆政策評価における業績指標</p> <p>業績指標: 衝突被害軽減ブレーキの装着率 指標の定義: 1年間に販売される大型自動車(車両総重量8トン超の大型貨物車)のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合</p> <p>・平成22年度: 16.2% ・平成23年度: 43.8% ・平成24年度: 54.4% ・平成25年度: 54.4% ・平成26年度: 59.5% ・平成27年度: 60.5%</p>		
③運行記録計の義務付けの拡大	<p>【国土交通省】</p> <p>・タクシー事業: 平成18年の運行記録計の義務付け指定地域拡大後における事故、過労運転等の発生状況等を踏まえつつ、さらなる地域の拡大について検討。 ・トラック事業: 死亡事故や重軽傷事故が多発している状況や長距離・長時間輸送が比較的多い状況から、車両総重量7t以上8t未満又は最大積載量4t以上5t未満の車両に義務付け対象を拡大。 ・運行記録計の低コスト化を推進しつつ、技術革新の状況を踏まえ、健康管理も含めたより安全運転の指導に有効な運行管理・支援システムのあり方について検討を行う。</p>	26年度～27年度	○	○	○	<p>【国土交通省】</p> <p>○車両総重量7t以上8t未満又は最大積載量4t以上5t未満の車両に対する運行記録計の義務付け拡大について、省令改正を行った。 公布: 平成26年12月1日 施行: 平成27年4月1日(新車について義務付け) 平成29年4月1日(新車以外の使用過程車について義務付け)</p> <p>○次世代運行管理・支援システム検討会を次のとおり開催し、デジタル式運行記録計の在り方やビッグデータを活用した事故防止運行モデル等の運行管理の高度化について検討を開始した。また、軽井沢スキーバス事故を踏まえてとりまとめた「安全・安心な貨切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、貨切バスに装着義務化するドライブレコーダーの性能要件を検討・策定した。 ・第1回検討会: 平成26年10月31日 ・第2回検討会: 平成27年3月23日 ・第3回検討会: 平成27年8月7日 ・第4回検討会: 平成28年8月26日※ドライブレコーダーの性能要件取りまとめ ・第5回検討会: 平成29年2月15日</p>			
	【国土交通省】 過労防止以外の観点(安全対策・環境対策等)から運行記録計の必要性、活用方策について検討し、これを踏まえ義務付け範囲の拡大について検討。	継続	○	○	○				

④映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化	【国土交通省】 運行記録計の低コスト化を推進しつつ、技術革新の状況を踏まえ、健康管理も含めたより安全運転の指導に有効な運行管理・支援システムのあり方について検討を行う。	26年度～27年度	◎	◎		<p>【国土交通省】</p> <p>○次世代運行管理・支援システム検討会を次のとおり開催し、デジタル式運行記録計の在り方やビッグデータを活用した事故防止運行モデル等の運行管理の高度化について検討を開始した。また、軽井沢スキーバス事故を踏まえてとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、貸切バスに装着義務化するドライブレコーダーの性能要件を検討・策定した。</p> <p>・第1回検討会：平成26年10月31日 ・第2回検討会：平成27年3月23日 ・第3回検討会：平成27年8月7日 ・第4回検討会：平成28年8月26日※ドライブレコーダーの性能要件取りまとめ ・第5回検討会：平成29年2月15日</p> <p>【(公社)全日本トラック協会】</p> <p>○ドライブレコーダの普及促進を目的に、導入方法及び効果並びに活用方法をまとめ平成25年度に作成した「ドライブレコーダ活用マニュアル」について、近年の機器性能の高度化や多様化した運送事業者の活用方法に合わせ、情報最新化をおこなった新たなマニュアルの見直しを、平成29年度に実施予定。</p> <p>(参考)</p> <p>○自動車運送事業者における乗務員のリスク情報の把握や共有、経営者や運行管理者による事故の再発防止対策の検討・立案等を容易に、かつ、効率的・効果的に実施するための映像記録型ドライブレコーダー活用マニュアルを公表した(平成21年10月30日)。</p> <p>○平成23年度に自動車運送事業者による映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計の導入を支援する補助制度を創設し、導入費用の3分の1を補助(継続)</p> <p>○平成25年度に自動車運送事業者による過労運転防止に対する先進的な取り組みに対する導入を支援する補助制度を創設し、導入費用の1/2を補助(継続)</p> <p>○平成23年度補助実績(事故防止対策支援推進事業11.7億円の内数) ドライブレコーダー7,045台、デジタル式運行記録計3,502台、デジドラ一体型709台 ○平成24年度補助実績(事故防止対策支援推進事業10.9億円の内数) ドライブレコーダー6,447台、デジタル式運行記録計2,247台、デジドラ一体型1,141台 ○平成25年度補助(事故防止対策支援推進事業10.7億円の内数) ドライブレコーダー7,884台、デジタル式運行記録計4,593台、デジドラ一体型2,790台、過労運転防止機器3,320台 ○平成26年度補助計画(事故防止対策支援推進事業10億円の内数) 募集期間：平成25年7月1日～11月31日 ○平成26年度補助(事故防止対策支援推進事業10億円の内数) ドライブレコーダー8,665台、デジタル式運行記録計2,482台、デジドラ一体型2,556台、過労運転防止機器2,715台 ○平成27年度補助(事故防止対策支援推進事業10億円の内数) ドライブレコーダー9,896台、デジタル式運行記録計1,824台、デジドラ一体型2,584台、過労運転防止機器1,952台 ○平成28年度補助(事故防止対策支援推進事業10億円の内数) 募集期間：平成28年7月1日～平成28年9月20日 ○平成28年度補助補正予算(事故防止対策支援推進事業(補正予算)2.5億円の内数) 対象：デジタル式運行記録計を導入する貸切バス事業者 募集期間：平成28年12月1日～平成28年12月19日</p>	<p>(参考)</p> <p>◆補助台数 平成23年度：ドライブレコーダー7,045台、デジタル式運行記録計3,502台、デジドラ一体型709台 平成24年度：ドライブレコーダー6,447台、デジタル式運行記録計2,247台、デジドラ一体型1,141台 平成25年度：ドライブレコーダー7,884台、デジタル式運行記録計4,593台、デジドラ一体型2,790台、過労運転防止機器3,320台 平成26年度：ドライブレコーダー8,665台、デジタル式運行記録計2,482台、デジドラ一体型2,556台、過労運転防止機器2,715台 平成27年度：ドライブレコーダー9,896台、デジタル式運行記録計1,824台、デジドラ一体型2,584台、過労運転防止機器1,952台</p> <p>◆ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計普及率(各協会会員調べ) 貸切バス(左：ドラレコ普及率、右：デジタコ普及率(以下、同じ)) 平成20年度・・・5%、19.2% 平成21年度・・・7.2%、23.1% 平成22年度・・・9.5%、25.2% 平成23年度・・・13.6%、27.3% 平成24年度・・・23.0%、30.2% 平成25年度・・・31.1%、37.0% 平成26年度・・・40.0%、40.2% 平成27年度・・・57.3%、49.5% 乗合バス 平成20年度・・・15.5%、30.9% 平成21年度・・・22.8%、39.5% 平成22年度・・・34.2%、44.0% 平成23年度・・・44.3%、45.4% 平成24年度・・・60.3%、49.2% 平成25年度・・・68.5%、53.6% 平成26年度・・・74.6%、52.7% 平成27年度・・・85.5%、58.9% タクシー 平成20年度・・・39.3% 平成21年度・・・42.0% 平成22年度・・・45.9% 平成23年度・・・49.7%、29.5% 平成24年度・・・54.8%、35.1% 平成25年度・・・61.1%、36.3% 平成26年度・・・66.2%、40.7% 平成27年度・・・72.5%、40.8% トラック 平成20年度・・・8.5%、30%強 平成24年度・・・24.6%、37.5% 平成27年度・・・30.6%、42.2%</p>
⑤IT点呼に係る要件の拡大	【国土交通省】 モバイル機器の普及状況等を踏まえ、IT点呼実施の対象事業者の拡大等を検討。	26年度～27年度		○		<p>【国土交通省】</p> <p>○情報通信技術の高度化やモバイル機器の普及等を踏まえ、一定の要件を満たすことを前提に、Gマーク事業所以外にも営業所と当該営業所の車庫間における点呼についても、IT点呼を認めることとし、IT点呼実施の対象事業者等を拡大を実施。</p> <p>またIT点呼の対象として、従来の「営業所間又は営業所と車庫で行う点呼」に加えて、「営業所と遠隔地で行う点呼」をGマークに限り認め、一定の要件を満たすことを前提に、Gマーク営業所以外にも営業所と当該営業所の車庫間における点呼についても、IT点呼を認めた。</p> <p>(平成28年7月施行)</p>	<p>◆遠隔地IT点呼及びGマーク事業所以外の営業所・車庫間におけるIT点呼導入状況。(平成28年7月1日～平成29年2月末までの状況)</p> <p>・遠隔地IT点呼 60事業者 192営業所 ・Gマーク以外 4事業者 6事業所</p>
⑥過労防止のための機器の普及	【国土交通省】 平成25年度から支援事業を実施した過労運転防止に資する機器について、その有効性を確認していくとともに同機器の普及促進や技術向上を図っていくため、国の支援事業を受けた自動車運送事業者から得たデータの共有や活用方法や機器使用による効果を取りまとめる。	26年度～		○		<p>【国土交通省】</p> <p>過労運転防止に資する機器の導入について国の支援事業を受けた自動車運送事業者に対してアンケートを実施し、導入効果等についてまとめ、平成27年8月の第3回次世代運行管理・支援システム検討会において公表した。</p> <p>また、健康や過労運転に起因した事故の未然防止のため、過労防止に資する機器等により運転者の体調管理に関する情報や運転情報等について取得し、ビッグデータとして集積、活用することにより運転者の体調に即した運行経路の設定が可能になる等の事故防止運行モデルを検討している。</p>	

(5) 関係者一丸となった行動、構造的な課題への対処										
①モード毎の事故の特徴を踏まえたきめ細やかな対策立案と現場まで分かり易い具体的アクションの実施	<p>【国土交通省、各業界団体】 国土交通省と各業界団体とが連携し、業態別の事故発生状況等を踏まえつつ、現場まで浸透させるための対策を実施。</p>								<p>【国土交通省】 ○自動車運送事業者を対象とした地方運輸局主催の事故防止セミナー等において、事業用自動車の事故の発生状況を踏まえた対策を紹介している。 ○平成28年4月に「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転車に対して行う指導及び監督の指針」を改正し、事業者における交通事故の発生状況を踏まえた教育を行うこととし、当該教育に係るわかりやすい実施マニュアルを改訂した。</p>	
	<p>【バス業界】 ◆重点削減目標 車内事故の防止（特に、発進時の車内事故削減を目指す）（平成24年時点で661件（乗合バス）、うち発進時268件） ◆重点削減目標に向けた具体促進策 (1) 車内事故防止の具体的な取組み <路線バス> ・停留所発進時における安全基本動作の徹底 ・バスが停車してから離席する「ゆとり乗降」の啓発 ・乗客が着席してから発車すること及び車間距離を確保する「ゆとり運転」の励行 ・「ゆとり運転」の点呼時における徹底 <貸切バス、高速バス> ・乗客へのシートベルト着用の徹底 (2) 車内事故防止キャンペーン及び安全輸送決議の実施等 ・毎年7月に車内事故防止キャンペーンを実施 ・全国のバス事業者が一堂に会する全国バス事業者大会において行う安全輸送決議に、車内事故防止対策を盛り込む。 ・メールマガジン等による広報活動</p>								<p>【日本バス協会】 ○平成26年11月以降に行った安全輸送決議における車内事故防止に関する事項に、「発進時の車内事故の削減に重点的に取り組む。」旨を追加。 ○平成27年7月及び平成28年7月の車内事故防止キャンペーンにおける重点項目に停留所発進時の安全基本動作の徹底を追加。</p>	<p>乗合バスの車内事故件数 平成25年 575件（うち発進時239件） 平成26年 552件（うち発進時233件） 平成27年 490件（うち発進時201件）</p>
	<p>【タクシー業界】 《Ⅰ. 交通事故の総量抑止対策》 ◆重点削減目標 交差点における出会い頭事故の防止：平成27年に2,825件まで削減（平成24年時点で3,805件） ◆重点削減目標に向けた具体促進策 信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底 (2段階停止の習慣づけ、アクセルからブレーキへの足乗せ換え動作の習慣づけ) 《Ⅱ. 死亡事故抑止対策》 ◆重点削減目標 路上寝込み者等の轢過事故の防止：平成27年に0人まで削減（平成24年時点で10人） ◆重点削減目標に向けた具体促進策 (1) 早めのライト点灯とライト上向け走行の徹底 (2) 路上寝込み者等発見時の警察への通報と保護活動 ○広報、啓発活動 機関誌等による広報活動の実施、また、ポスターやビラ等を全国の営業所・運転者へ配布し、具体的な事故防止ポイント等について啓蒙 等</p>	26年度～							<p>【(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会】 《Ⅰ. 交通事故の総量抑止対策》 ◆重点削減目標 交差点における出会い頭事故の防止：平成27年に2,825件まで削減（平成24年時点で3,805件） 平成27年時点で3,157件 《Ⅱ. 死亡事故抑止対策》 ◆重点削減目標 路上寝込み者等の轢過事故の防止：平成27年に0人まで削減（平成24年時点で10人） 平成27年時点で8件 ◆重点削減目標に向けた具体促進策 (1) 早めのライト点灯とライト上向け走行の徹底 平成26年より毎年10月1日～12月31日までを「早めのライト点灯とライト上向き走行の徹底による交通事故防止対策の推進期間」として傘下会員へ周知徹底を実施 (2) 路上寝込み者等発見時の警察への通報と保護活動各都道府県警と協定を締結 平成26年9月より締結を推進、平成28年3月末現在22都府県と締結 (3) SASスクリーニング検査の受検推進キャンペーン 平成29年2月、ヘルスケアネットワーク、睡眠健康研究所の協力を得て、タクシー業界向けのSASスクリーニング検査の受検推進キャンペーンを実施。 ○広報、啓発活動 平成26年12月、「ハイタクにおける総合安全プラン2009」重点対策推進ポスターを15,000枚を作製し、傘下会員事業者へ配布。</p>	<p>【(一社)全国個人タクシー協会】 《Ⅰ. 交通事故の総量抑止対策》 ①人身事故(第1当事者)の削減目標と発生件数 平成25年 削減目標 1,260件 発生件数 1,327件 67件 5.3% 平成26年 削減目標 1,225件 発生件数 1,183件 ▲42件 ▲3.4% 平成27年 削減目標 1,124件 発生件数 1,121件 ▲3件 ▲0.3% ②重点削減目標における人身事故(第1当事者)の発生件数 (平成24年611件との比較) 平成25年 発生件数 570件 ▲41件 ▲6.7% 平成26年 発生件数 502件 ▲109件 ▲17.8% 平成27年 発生件数 479件 ▲132件 ▲21.6%</p> <p>《Ⅱ. 死亡事故抑止対策》 平成25年 削減目標 0件 発生件数 4件 平成26年 削減目標 0件 発生件数 2件 平成27年 削減目標 0件 発生件数 4件</p>
									<p>【(一社)全国個人タクシー協会】 《Ⅰ. 交通事故の総量抑止対策》 平成26年6月27日の「事業用自動車総合安全プラン2009フォローアップ会議」を受けて、当協会として、平成26年8月20日、正副会長会議において「個人タクシー事業における総合安全プラン2009」に加えて、新たに重点削減目標として、「個人タクシーの交通事故(人身事故・第1当事者)の4割以上を占める次の事故の削減を当面の『重点削減目標』に定め、積極的に当該事故の削減に取り組む」ことを追加策定した。また、重点削減目標について、平成30年までに365件以下(平成24年比40%減)をめざすこととした。 【重点削減目標】 ①交差点内での車両相互出会い頭の事故削減 ②交差点内での人対車両事故削減 ③第一通行帯での車両相互の追突事故削減 ④交差点内での車両相互右折時の事故削減 《Ⅱ. 死亡事故抑止対策》 死亡事故件数(第1当事者)及び飲酒運転については、「個人タクシー事業における総合安全プラン2009」の事故削減目標として、当初より毎年ゼロをめざしている。各支部・会員団体・所属団体それぞれに「安全対策推進会議」(仮称)を設置し、事故情報の提供を行うほか、運輸局・運輸支局・警察に対し、講演等の協力依頼を行っている。また、所属団体等の最小団体において、少人数による指導又はKYT等を実施している。 ○広報、啓発活動 全協本部による機関紙、ポスター・ビラ、安全運行指導員だより等による広報・啓発のほか、各支部・会員団体・所属団体それぞれにおいて、機関紙、ポスター、個別指導を通じ広報・啓発活動を実施している。</p>	

	<p>【トラック業界】 ◆重点削減目標 事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「2.0」件以下とし、各都道府県(車籍別)の共有目標とする。 車両数1万台当たりの死亡事故件数が高い地域において、重点事故防止対策に加え、当該地域の事故分析を最大限に活用し、交通事故の発生状況に即した事故防止対策を樹立し、上記目標のより確実な達成を推進する。 ◆重点削減目標に向けた具体的促進策 ・横断歩行者事故防止のための安全確認の徹底 ・交差点右左折における安全確認の徹底 ・追突事故防止のための車間距離確保と制限速度遵守の徹底 ・高速道路における漫然運転防止の徹底 ・運転記録証明書の積極的な活用への協力要請 ・事業用トラック重点事故対策マニュアルの策定(横断歩道事故編・交差点事故編) ・事故防止対策セミナーの開催・受講の促進 ・ドラレコ及びディジタコ等安全管理機器のより積極的な導入の促進</p>							<p>【(公社)全日本トラック協会】 ○交差点事故発生要因の詳細分析を行い、これに基づく「トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～」を平成27年度に作成し、これを活用した「交差点事故防止セミナー」を都道府県トラックと共催で実施。 ○追突事故発生要因の詳細分析を行い、これに基づく「トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～」を平成28年度に作成し、これを活用した「追突事故防止セミナー」を都道府県トラックと共催で実施。</p>	
<p>2)運転者教育の強化、自動車運送事業の担い手の確保及び育成</p>	<p>【国土交通省】 初任運転者に対する「特別な運転者に対する特別な指導の指針」に基づく指導監督マニュアルを作成し、より効果的な指導方法を確立し、運送事業者への普及及び浸透を図るとともに、高齢運転者についても、その運転特性等を踏まえた事故防止のための指導監督マニュアルを作成する。 また、ドライバーのキャリアアップにつながるようドライバースキルの見える化について検討を進めるとともに、運行管理制度のあり方の検討や中継輸送の実証運行の実施等により、中継輸送の導入促進を図り、自動車運送事業の担い手の確保及び育成を目指す。</p>	<p>26年度～</p>						<p>【国土交通省】 ○貨物自動車運送事業者に対する一般的な指導及び監督の実施マニュアルを改訂し、初任運転者及び高齢運転者も活用できるものとした。(平成28年6月改訂) ○平成27年度、若年層や女性ドライバー就労成や定着化に関するガイドラインを作成し、若年層や女性ドライバーの確保を促進するとともに、中継輸送の導入促進を図るべく、点呼の方法等を示した「中継輸送に関するQ&A」を公表し、また平成27年度から28年度にかけて貨物自動車運送事業における中継輸送実証実験モデル事業を実施することで、中継輸送の普及・実用化に向けた取組みを行っている。 ※なお、トラック運送業の担い手の確保のためには、長時間労働・低賃金といったドライバーの労働環境の改善が必要であるため、荷主も参画する協議会や官邸に設置された中小企業の取引条件改善に関する会議などの場を活用して、施策を進めているところ。</p>	
<p>3)事故調査機能の強化(事業用自動車事故調査委員会の提言を踏まえた対策の実施)</p>	<p>【国土交通省】 平成26年6月に発足した「事業用自動車事故調査委員会」からの「特別重要調査対象事故」及び「重要調査対象事故」における再発防止策の提言をうけ、現場への浸透、徹底及びフォローアップを実施する。</p>	<p>26年度～</p>						<p>【国土交通省】 ○事業用自動車事故調査委員会において議決された事故調査報告書を公表するとともに、報告書において提言されている再発防止策への積極的な取り組みについて、事業者団体及び地方運輸局に対して指示した。</p>	<p>◆「事業用自動車事故調査委員会」において事故調査を実施した件数 平成26年:2件 平成27年:6件 平成28年:11件</p>
<p>4)運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底</p>	<p>【国土交通省】 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」について、セミナー等を通じて現場(特に中小事業者)への浸透・徹底を図るとともに、同マニュアルの浸透・取組状況等についてフォローアップを実施し、同結果を基に、必要に応じて見直し等の更なる対策の検討を実施する。 また、運転者の健康増進・管理を支援し確実なものとするため、日常の健康管理や運転者の体調異常やその前兆の検知等に資する機器について、導入インセンティブの拡充など普及方策について、必要な検討を実施。</p>	<p>26年度～</p>						<p>【国土交通省】 ○自動車運送事業者を対象とした地方運輸局主催の事故防止セミナー等において、国土交通省の行う健康起因事故対策について紹介することにより、健康管理マニュアルの普及促進を図っている。 ○平成27年9月より「事業用自動車健康起因事故対策協議会」を設置し、当該検討会において自動車運送事業者への実態調査を行い、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の浸透・取組状況等についてフォローアップを行った。当該調査の結果に基づき、健康起因事故防止対策を検討している。 ○平成29年2月には、「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催し、自動車運送事業者の健康起因事故防止対策の促進を図っている。 【(公社)全日本トラック協会】 ○健康起因事故防止対策の強化を図るため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会及び産業保健総合支援センター並びに都道府県トラック協会と共催で「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」を平成29年度より実施予定。</p>	
<p>5)高速・貸切バスの安全・安心確保</p>	<p>【国土交通省】 ○適正な労働環境確保のための取組の実効性向上 高速・貸切バスの安全・安心回復プランフォローアップ会議によるバス運転者の労働時間等の実態調査の結果を踏まえ、運転者の適正な労働環境確保のための取組の更なる実効性向上を図る。</p>	<p>26年度～</p>						<p>【国土交通省】 バス運転者の労働時間等の実態調査について、平成26年7～8月に50事業者にヒアリング、250名の運転者にアンケートを実施。 平成28年度には、約3,000事業者、約6,000名の運転者にアンケートを実施する予定。</p>	
	<p>○新たな貸切バスの運賃・料金制度による取引の促進 平成26年3月に取りまとめられた、安全と労働環境改善コストを反映した、合理的でわかりやすい時間・キロ併用制の新たな運賃・料金制度への速やかな移行及び書面取引の徹底を図るとともに、事後チェックにより違反が判明した場合には、確実かつ厳正に処分を行う等、貸切バス事業者と運送申込者との適正な運賃・料金での取引引きの促進を図る。</p>	<p>26年度～</p>						<p>貸切バスの運賃・料金の下限割れ防止対策として、 ・下限割れ運賃に関する通報窓口を国土交通省に設置。 ・過大な手数料による実質的な下限割れ防止対策として、バス業界と旅行業界の協力の下、これについて専門的な知見から判断するための第三者委員会を設置 ・運送引受書の記載事項に運賃・料金の上限・下限額を追加するとともに、旅行者等に対して支払う手数料等に関する取引書面を取り交わすことを義務づけ。</p>	<p>・国の通報窓口への通報件数:44件、うち調査対象:14件、うち調査済み:3件、うち行政処分:0件 ・第三者委員会への通報件数:20件、うち調査対象:1件、うち調査済み:1件、うち行政処分:0件 (平成28年12月末現在)</p>

	<p>○バス運転者の育成・確保 本年7月にとりまとめた「バスの運転者の確保及び育成に向けた検討会」の内容を踏まえ、バスの運転者の安定的な確保と育成に向けた取組を実施。 ＜今後の主な取組＞ ①若年層の採用拡大のための募集・採用活動の競争力強化 ②女性の採用拡大のための勤務体系・社内インフラの整備・充実 ③地域交通の再編等を通じた経営改善による運転者の待遇改善 ④従業員満足度の向上による意欲や士気の向上</p>	26年度～					◎	<p>バス運転者の育成・確保に当たっては、若年層や女性の求職者向けのチラシ・リーフレットを作成し、求職者に対してバス運転者を就職先の選択肢の1つにってもらうことや応募してもらったためのPRを実施。また、事業者がバス運転者を募集する際や育成（従業員満足度向上）による意欲や士気の向上も含む）する際の手引き書も作成し、事業者へ配布を実施。 また、女性が働きやすい環境整備のためのインフラ整備費用については、厚生労働省の女性活躍加速化助成金の活用を事業者に対して周知を実施。 公共交通の利便性・効率性の向上を図るため、地方自治体を中心となって、まちづくり等と連携して地域交通の再編等を検討するための法律の枠組みを整備した（改正地域公共交通活性化再生法。平成26年11月施行）</p>		
									<p>【国土交通省】 ○平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、平成28年6月3日に取りまとめた「総合的な対策」に基づき、下記の各種措置を逐次実施に移している。 ・貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化 ・法令違反の早期是正、不適格者の排除等 ・監査等の実効性の向上 ・旅行業者、利用者等との関係強化 ・ハード面の安全対策による事故防止の促進</p>	
⑥訪日旅行の安全品質の確保、積極的な発信	<p>【国土交通省】 ○安全品質の確保 「(2)コンプライアンスの徹底」において実施する、法令違反の疑いのある悪質な業者等の徹底した排除のための対策を通じて、訪日外国人が多く利用する貸切バスの安全を確保を図る。</p>	継続					◎	<p>【国土交通省】 ○貸切バスの多客期前の事故防止措置として、効果的な監査の実施を目的とした、インバウンド事業者リストの作成を指示（平成27年2月） ○平成28年12月に道路運送法を改正し、貸切バス事業者が安全に事業を遂行する能力を有するかどうか5年ごとにチェックする貸切バス事業許可に係る更新制を導入。新規許可と更新の申請時においては、「安全投資計画」と「収支見積書」の提出を、事業者に求めることとし、これらの書類に基づき、必要人数の運行管理者の確保や、車両の適切な整備等のための費用を賄いつつ、継続的に事業を遂行する能力があるかどうかを、事業実績も踏まえながら審査する。</p>		
	<p>○優良事業者による輸送力の確保・ミスマッチの調整 貸切バス事業者安全性評価認定取得事業者を増加させ、認定制度を更に広く周知する。さらに、当該事業者の安全性向上の取組や利用者の声等のグッドプラティクス情報を発信し、事業者全体の安心・安全の意識向上の促進に繋がる対策を検討する。 上記取組やネガティブ情報の積極的な情報発信等により、安心・安全で良質なサービスを提供できる事業者に対する、貸切バス利用者による選択を更に促進する。</p>	継続					◎	<p>貸切バス事業者における先進安全技術の導入状況、セーフティバス認定の取得状況といった安全情報について、貸切バス事業者から国への報告を義務付けるとともに、国はこれを整理してホームページ等で公表することにより、利用者による選択を通じて貸切バスの安全性の向上を促す。 また、貸切バスの営業区域に係る弾力化措置について、需要動向を踏まえて平成29年3月末まで再延長。</p>		
	<p>○積極的な発信 優良事業者の適切な選択や安全コストの円滑な転嫁等を実現するため、内外の旅行業者、関係国観光当局や消費者等に対する貸切バスの制度や安全品質の積極的な情報発信について、関係者による相互の情報・意見の交換等を行う。</p>	26年度～					◎	<p>貸切バス事業者における先進安全技術の導入状況、セーフティバス認定の取得状況といった安全情報について、貸切バス事業者から国への報告を義務付けるとともに、国はこれを集約してホームページ等で公表。また、国土交通省の働きかけにより、複数の旅行業者が、安全情報のパンフレットやホームページへの掲載を開始。</p>		
⑦トラック事業及びタクシー事業の市場構造の適正化	<p>【国土交通省】 ○トラック事業の市場構造の適正化 ・適正な運賃・料金の取受を支援するため、トラック協会において、原価の公表等の取組を推進するよう通達を发出（平成26年4月）。引き続き適切な運用を図る。 ・取引の書面化に係る実態調査やトラック協会が行うセミナーでの事業者の状況等を踏まえて、取引の書面化の普及・定着を加速させる取組を検討。 ・荷主の都合により生じた待機時間の押しつけなど問題となる商慣行を是正するために、下請・荷主適正取引推進ガイドラインの改正を検討。</p>	26年度～27年度					◎	<p>【国土交通省】 ○トラック運送業における適正な運賃・料金の取受に関する議論を行うため、平成28年度、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置し、トラック協会と協力しながら課題と方策を検討している。 ○平成27年度、取引の書面化に係る実態調査を行うとともに、トラック協会にて書面化推進のためのセミナーを全国で開催することで、取引の書面化の普及・定着を加速させる取組を実施した。 ○手待ち時間がトラック運送事業者の負担となっている商慣行を踏まえ、平成27年度、下請・荷主適正取引推進ガイドラインにおいて手待ち時間の改善等に関する記載を追加した。</p>		
	<p>○タクシー事業の市場構造の適正化 「改正特措法（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法）」に基づき、タクシーの供給過剰又はそのおそれがある地域として指定された地域における供給輸送力の削減及び需要活性化の取組が円滑に実施されるよう指導・助言していく。</p>	26年度～					◎	<p>○改正タクシー特措法に基づき27の地域を特定地域として指定した。指定された27地域のうち、8地域については、各地域協議会において供給輸送力の削減等を内容とする地域計画の議決が行われた。更に8地域のうち3地域においては、当該計画について地方運輸局長の認可がなされており、今後、当該計画に基づき各事業者が事業者計画を策定し、各種施策が実施される予定。</p>		
(6) 道路交通環境の改善										
① 道路交通環境の改善	<p>【国土交通省・警察庁】 事故の発生割合が高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良等。 通学路における歩道の整備や路肩のカラー舗装、防護柵の設置等。 生活道路への通過交通が多く、事故の発生割合が高い地区において、生活道路への通過交通を抑制するためのハンブや狭さく等の整備による、歩行者等の安心・安全の確保。 防護柵や道路反射鏡等の交通安全施設の適切な維持・管理を実施。</p>	継続					◎	<p>【国土交通省・警察庁】 ○社会資本整備重点計画に基づき、事故の発生割合が高い箇所を「事故危険箇所」に指定し、交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良等を重点的に実施。 ○平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検や通学路交通安全プログラムに基づく定期的な合同点検結果に基づき、通学路における歩道整備やカラー舗装、防護柵の設置、信号機の設置等を推進。 ○市街地等における生活道路の安全を確保するため、通過交通の抑制等が必要な地区に対し、最高速度30キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を採りつつ、地区の状況に応じて、物理的デバイス等の道路整備等を実施する「ゾーン30」を設定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携した歩行者・自転車利用者の交通安全対策を推進。</p>	<p>◆事故危険箇所の指定数 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）に基づく指定数：3,490か所 第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）に基づく指定数：3,125か所</p>	